



佐賀県公報

平成21年
3月25日
(水曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例 (七・統括本部) 六

◎佐賀県公告式条例の一部を改正する条例 (八・総務法制課) 七

◎佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例 (九・職員課) 九

◎佐賀県職員給与条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (一〇・〃) 九

◎佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (一一・〃) 三

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (一二・財務課) 一五

◎佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例 (一三・公安委員会) 三

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (一四・教育委員会) 一四

◎佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校員負担教職員定数条例の一部を改正する条例 (一五・〃) 三

◎佐賀県立女性センター設置条例の一部を改正する条例 (一六・男女共同参画課) 三

◎佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (一七・地球温暖化対策課) 三

◎佐賀県母子福祉センター設置条例及び佐賀県難病相談・支援センター条例の一部を改正する条例 (一八・母子保健福祉課) 三

◎佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (一九・長寿社会課) 三

◎佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例 (二〇・医務課) 四

◎佐賀県看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例 (二一・〃) 四
◎佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例 (二二・生活衛生課) 四
◎佐賀県立有田薬業大学校条例の一部を改正する条例 (二三・農林水産商工本部) 四

◎佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例 (二四・〃) 四

◎佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例 (二五・まちづくり推進課) 四

◎佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県美しい景観づくり条例の一部を改正する条例 (二六・〃) 四

公布された条例のあらまし

◎佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例 (条例第七号)

1 この条例は、本県の将来にわたる発展の一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用(以下「知的財産の創造等」という。)に関する基本理念を定め、並びに県、市町、大学等、事業者及び県民の責務を明らかにすることにより、経済、文化その他あらゆる分野における知的活動を推進し、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とするものとした。(第一条関係)

2 知的財産の創造等は、次に掲げる事項を基本として行わなければならないこととした。(第二条関係)

- (1) 知的財産の創造等に係る県民及び事業者の創意工夫及び活動を尊重する社会的気運を醸成すること。
- (2) 知的財産の創造等を通じて産業の付加価値を創出し、新たな事業分野への進出を促進することにより、産業の振興及び活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- (3) 研究、開発、教育その他の知的活動を活発に行うとともに、それらにより生み出される知的財産の集積及びその質の向上を図っていくことにより、本県の将来にわたっての発展のための基盤の整備を図ること。

3 知的財産の創造等について、県、市町、大学等、事業者及び県民の責務を定めることとした。(第四条～第八条関係)

4 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公告式条例の一部を改正する条例(条例第八号)

1 佐賀県公報の電磁的方法による発行に伴い、所要の改正を行うこととした。

(第七条関係)

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第九号)

1 警察職員のうち警察官の定数を一、六六五人に増員し、警察官の階級別定員を改めることとした。(第二条及び別表関係)

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員給与条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

1 佐賀県職員給与条例の一部改正

初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額限度額を四万九〇〇〇円に改定することとした(第七条の三関係)

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

職員の勤務時間を一週間当たり三八時間四五分とすることとした(第二条関係)

3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

4 2に伴い、所要の改正を行うこととした。(附則第二項～第四項関係)

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

1 特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を神崎市及び基山町が、森林法に基づく事務の一部を嬉野市及び神崎市が、中小小売商業振興法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく事務の一部を神崎市が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づ

く事務の一部を佐賀市が、地方自治法に基づく事務の一部を嬉野市、神崎市及び太良町が処理することとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、2の一部については公布の日から、1の特定非営利活動促進法に係る部分及び4の一部については同年六月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

1 火薬類取締法に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

2 高圧ガス保安法に基づく販売主任者試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

3 高圧ガス保安法施行令に基づく製造保安責任者試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス設備士試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

5 介護保険法の改正に伴い、介護サービス情報の報告に係る調査に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

6 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした(別表第一関係)

7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、次に掲げる事務の手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

(1) 狩猟免許の申請に対する審査

(2) 狩猟免状の再交付

(3) 狩猟免許の更新の申請に対する審査

(4) 狩猟者の登録

8 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

9 租税特別措置法施行令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(別表第一関係)

10 建築士法に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布されたことに伴い、次に掲げる事務の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

(4) 地位の承継の承認の申請に対する審査

12 教育職員免許法の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

(1) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新及び延長の申請に対する審査

(2) 免許状更新講習の課程の修了の確認の申請に対する審査

(3) 免許状更新講習終了確認期限の延期の申請に対する審査

(4) 免許状更新講習を受ける必要がない者であることの認定の申請に対する審査

13 道路交通法の改正に伴い、次の(1)及び(2)に掲げる事務の手数料の額を定め、(3)に掲げる事務の手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

(1) 認知機能検査の実施

(2) 認知機能検査に係る検査を行う者に関する講習

(3) 年齢が七〇歳以上の者又は年齢が七〇歳以上の特定失効者に対する講習

の 実 施

14 道路交通法に基づく講習(道路交通法施行令第三七条の六に規定する講習に限る。)の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

15 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく自動車運転代行業の認定の審査に対する審査に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

16 その他所要の改正を行うこととした。

17 この条例は、平成二十一年六月一日から施行することとした。ただし、6及び9については公布の日から、1から4まで、5(「三万二千元」を「二万円」に改める部分に限る。)、8、10、12、及び15については同年四月一日から、7については同年四月一六日から、5(「第百一五条の二九第二項」を「第百一五条の三五第二項」に改める部分に限る。)については同年五月一日から、11については長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二〇年法律第八七号)の施行の日から施行することとした。

18 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例(条例第一三号)

1 暴力団事務所等に係る不動産の取引に関し、県民、不動産所有者等、県及び市町の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の開設を防止することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の開設を防止するための施策に協力するよう努める旨を定めることとした。(第三条関係)

3 不動産所有者等は、不動産の取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めること、不動産の取引に係る契約の内容として、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、催告をしないで当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができ旨の定めを設けるよう努めること及び当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努

めることを定めることとした。(第四条関係)

4 県は、不動産所有者等が責務を果たそうとする場合は、財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターと連携し、必要な支援を行う旨を定めることとした。(第五条関係)

5 県は、暴力団事務所等の開設の防止に支障が生じていると認めるときは、不動産所有者等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとるよう勧告、県が行う契約からの排除及び公表をすることができ旨を定めることとした。(第六条関係)

6 市町は、県の施策と相まって、暴力団事務所等が開設されないよう、県と連携協力し、必要な施策の実施に努める旨を定めることとした。(第七条関係)

7 その他所要の事項を定めることとした。

8 この条例は、平成二十二年七月一日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

1 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正

(1) 教員特殊業務手当の額を改定することとした。(第八条関係)

(2) 太良町立多良小学校中尾分校が廃止となったことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。(別表第一関係)

(3) その他所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正

(1) 義務教育等教員特別手当の上限額を改定することとした。(第二一条の

二関係)

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)並びに2は平成二二四月一日から施行することとし、1の(1)は平成二二年三月一日から適用することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

1 県立学校職員の定数を三、一九三人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、五四九人に増員することとした。(第三条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立女性センター設置条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

1 題名を佐賀県立男女共同参画センター設置条例に改めることとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

1 引用法令及び引用条項について所要の改正を行うこととした。(別表第一号関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県母子福祉センター設置条例及び佐賀県難病相談・支援センター条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

1 佐賀県母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)及び佐賀県難病相談・支援センターの設置目的を改めることとした。

2 母子福祉センターの施設を利用する者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならないこととした。

3 この条例は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。ただし、4は平成二二年七月一日から施行することとした。

4 佐賀県勤労者福祉会館条例は、廃止することとした。

○佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

1 介護保険財政安定化基金拠出率を改めることとした。(第二一条関係)

2 平成二二年度から平成二三年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一二条第一項第一号に規定する条例で定める割合を零

とすることとした。(附則第四項関係)

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

1 医師修学資金等の返還に係る利息の計算期間を定めることとした。(第八
条関係)

2 医師修学資金等に係る返還猶予の要件を見直すこととした。(第九条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例(条例第二二号)

1 佐賀県看護師等修学資金貸与条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を設けることとした。

○佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

1 食品衛生法第五〇条第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準とし
て、食品取扱施設等が、食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報
等について、保健所へ速やかに報告する規定を加えることとした。(別表第
一関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例(条例第二三三号)

1 佐賀県立有田窯業大学校の一般課程の授業料の額を、月額九、九〇〇円に
改定することとした。(別表第一関係)

2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を設けることとした。

○佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

1 佐賀県農業大学校の養成部の課程を見直すこととした。

2 養成部の学生は、授業料を納入しなければならないこととした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を設けることとした。

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

1 佐賀県立都市公園のうち、現在、県が直営している森林公園及び佐賀城公
園の管理について指定管理者に行わせることができることとするため、所要
の改正を行うこととした。(第一四条の二関係)

2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県美しい景観づくり条例の一部を改正する条
例(条例第二六号)

1 佐賀県屋外広告物条例の一部改正

(1) 風致地区等のうち知事が指定する区域を禁止区域とすることとした。

(第三二条関係)

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木を禁止物件とすることとした。(第四

条関係)

(3) 禁止区域以外の区域において屋外広告物を表示し、又は掲示しようとす
る者は、知事の許可を受けなければならないこととした。(第五条関係)

(4) 佐賀県屋外広告物条例に係る重要事項については、佐賀県美しい景観づ
くり審議会の意見を聴くこととした。(第一八条関係)

(5) その他所要の規定を整備することとした。

2 佐賀県美しい景観づくり条例の一部改正

佐賀県美しい景観づくり審議会に部会を置くことができることとした。

(第一三二条関係)

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、1の

(1)、(2)及び(4)並びに2については、平成二二年四月一日から施行することと
した。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第七号

佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

(目的)

第一条 この条例は、本県の将来にわたる発展の一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用（以下「知的財産の創造等」という。）に関する基本理念を定め、並びに県、市町、大学等、事業者及び県民の責務を明らかにすることにより、経済、文化その他あらゆる分野における知的活動を推進し、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知的財産 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する知的財産をいう。
- 二 知的財産権 法第二条第二項に規定する知的財産権をいう。
- 三 大学等 法第二条第三項に規定する大学等（県の試験研究機関を除く。）をいう。
- 四 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第三条 知的財産の創造等は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 知的財産の創造等に係る県民及び事業者の創意工夫及び活動を尊重する

社会的気運を醸成すること。

二 知的財産の創造等を通じて産業の付加価値を創出し、新たな事業分野への進出を促進することにより、産業の振興及び活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

三 研究、開発、教育その他の知的活動を活発に行うとともに、それらにより生み出される知的財産の集積及びその質の向上を図っていくことにより、本県の将来にわたつての発展のための基盤の整備を図ること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する知的財産の創造等に関する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- 一 知的財産が尊重される環境を醸成すること。
 - 二 知的財産の創造等に係る人材及び次世代を担う人材を育成すること。
 - 三 県、市町、大学等及び事業者間の連携の強化を図り、知的財産の創造等に資する基盤の整備を図ること。
 - 四 知的財産を活用した地域のブランド（その地域の特色を生かした魅力ある商品をいう。）の創出及び育成を支援すること。
 - 五 知的財産を意識した組織経営を行い、県自らが有用性の高い知的財産を創造するとともに、県が有する知的財産権の積極的な活用を図ること。
- 2 県は、前項に掲げる施策を推進するため、基本構想を策定するものとする。
- (市町の責務)
- 第五条 市町は、知的財産の創造等について、県、大学等及び事業者と積極的な連携協力を行い、産業振興及び地域振興に寄与する取組を行うよう努めるものとする。
- 2 市町は、住民への知的財産に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及に努めるものとする。

(大学の責務)

第六条 大学等は、研究者、技術者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保するよう努めるものとする。

2 大学等は、知的財産に関する教育を行うことにより、専門的な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

3 大学等は、研究の成果を普及させることにより、本県の地域振興及び産業振興に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、発明者、技術者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保し、及び当該事業者が有する知的財産を適切に管理するよう努めるものとする。

2 事業者は、知的財産の創造及び活用に積極的に取り組むとともに、当該取引組による付加価値の創出及び新たな事業分野の開拓を図ることにより、地域における雇用の機会を創出するよう努めるものとする。

3 事業者は、知的財産を尊重した経済活動を行うことにより、本県の産業振興及び地域振興に寄与するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第八条 県民は、知的財産に関する理解を深めるとともに、知的財産を尊重する社会の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第八号

佐賀県公告式条例の一部を改正する条例

佐賀県公告式条例（昭和二十五年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基く」を「基づく」に、「此の」を「この」に改める。

第二条第二項中「登載して」を「掲載して」に、「但し」を「ただし」に、「県公報」を、「佐賀県公報」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条第一項中「外」を「ほか」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「規定に」を「規程に」に改める。

第五条第一項中「傍聴人取締規則」を「傍聴人規則」に、「但し」を「この場合において」に改め、同条第二項中「但し」を「この場合において、」に、「当該機関名」を「当該機関名」とに改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(佐賀県公報の発行)

第七条 佐賀県公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が佐賀県公報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものをとる方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による佐賀県公報の発行は、佐賀県公報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により佐賀県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。)をもつて佐賀県公報を発行することができる。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県公告式条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十六条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例の公布は、佐賀県公報に掲載してこれを行う。ただし、天災事変等により、佐賀県公報に掲載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第四条 規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の本文、年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならない。</p> <p>2 第二条第二項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第五条 第二条の規定は、議会の会議規則、</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十六条の規定に基づく公告式は、此の条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例の公布は、佐賀県公報に登載してこれを行う。但し、天災事変等により、県公報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示して、これにかえることができる。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第四条 規則を除く外、知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の本文、年月日及び知事名を記入して、知事印をおさなければならない。</p> <p>2 第二条第二項の規定は、前項の規定にこれを準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第五条 第二条の規定は、議会の会議規則、</p>
<p>傍聴人規則その他県の機関の定める規則で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第二条中「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第四条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第一項中「知事名」とあるのは「当該機関名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p> <p>(佐賀県公報の発行)</p> <p>第七条 佐賀県公報は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。)により不特定多数の者が佐賀県公報に掲載すべき事項の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものをとる方法により発行するものとする。</p> <p>2 前項に規定する方法による佐賀県公報の発行は、佐賀県公報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により佐賀県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録(電子的方式、</p>	<p>傍聴人取締規則その他県の機関の定める規則で、公表を要するものにこれを準用する。但し、第二条中「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第四条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。但し同条第一項中「知事名」とあるのは「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p>

磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。)をもつて佐賀県公報を発行することができる。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第九号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例(昭和二十四年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「一、六五七人」を「一、六六五人」に、「千六百五十七人」を「千六百六十五人」に改める。

別表中「七七」を「七八」に、「九二二」を「九二七」に、「五〇〇」を「五〇二」に、「二、六五七」を「二、六六五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 八 略

九 警察の職員
警察官 一、六六五人

改 正 前

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 八 略

九 警察の職員
警察官 一、六五七人

その他の職員 二九五五人

(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百六十五人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)

十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計
定員(人)	七八一	五八	九二七	五〇二	一、六六五

備考 略

その他の職員 二九五五人

(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百五十七人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)

十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計
定員(人)	七七	五八	九二二	五〇〇	一、六五七

備考 略

佐賀県職員給与条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第一〇号

佐賀県職員給与条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に

ように改正する。

改める。

第十三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第六条第一項中「おいては」の下に「少なくとも」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条各号中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十五条の表の県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

4 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十時間」を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」に、「三十分」を「五分」に改める。

参考資料

第一条(佐賀県職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(初任給調整手当)

第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万九百円

二 略

2・3 略

(時間外勤務手当)

第十三条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時

改 正 前

(初任給調整手当)

第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十万六千九百円

二 略

2・3 略

(時間外勤務手当)

第十三条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時

<p>3 略</p> <p>間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	<p>間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>
--	---

改正後

改正前

<p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十分までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により</p>	<p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により</p>
---	---

<p>任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
--	--

<p>(休憩時間)</p> <p>第六条 任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合には少なくとも四十五分、八時間を超える場合には少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第六条 任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合には四十五分、八時間を超える場合には一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。ただし、特別の勤務に従事する職員について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>2 略</p>
---	--